

LED照明器具（一般屋内用に限る。）

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

評価対象としたLED照明器具は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に規定する次の機材である。

LED照明器具（一般屋内用に限る。）

2. 評価内容

- （1）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
 - （2）適切な品質管理・製造管理が行われている。
 - （3）納入体制が整備されている。
 - （4）アフターサービス体制が整備されている。
-